

表1 減額の対象となる改修と減額内容

	耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
工事の要件	建築基準法の耐震基準に適合する工事費用が50万円を超える改修工事	補助金などの額を除いた自己負担額が50万円を超える、浴室改良や段差解消、手すり設置などのバリアフリー改修工事	補助金などの額を除いた自己負担額が50万円を超える、二重サッシ・複層ガラス化などの居室*の窓の改修工事(ただし、併せて実施する床・天井・壁の断熱改修など、省エネ基準に適合する熱損失防止改修工事も自己負担額に含めることが可能)
対象となる住宅	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	建築された日から10年以上経過し(ただし、改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下)、65歳以上か障害のある人、介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人が住んでいる住宅	平成20年1月1日以前に建築された住宅(ただし、改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下)
減額内容	床面積120平方メートル分を限度に 固定資産税の2分の1が減額 (長期優良住宅の認定を受けている場合は3分の2)	床面積100平方メートル分を限度に 固定資産税の3分の1が減額	床面積120平方メートル分を限度に 固定資産税の3分の1が減額 (長期優良住宅の認定を受けている場合は3分の2)
期間	工事完了の翌年度		

*居室とは、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するもの

表2 減免の対象資産

対象資産	概要
災害で滅失などした固定資産	震災、風水害、火災、落雷などにより甚大な被害を受けた場合、規定の割合に応じ、減免の対象となる
貧困により公私の扶助を受ける人の所有する固定資産	生活保護法による扶助を受けている、またはこれに準じた人が所有する固定資産が減免の対象となる
公共または公益のために利用されている固定資産	公共または公益のために利用されている固定資産について、減免の対象となる

表 近年の行財政改革に係る計画

名称	期間	主な取り組み事項
第一次行財政改革	H12~H15	社会福祉施設(東明寮、平原学園)の民間移管、学校用務員の見直し など
第二次行財政改革	H16~H19	ごみ収集業務の見直し、補助金・負担金の見直し など
新たな行財政改革	H20~H24	電算処理業務の見直し、公的資金の繰上償還 など
行財政運営ビジョン	H25~R1	市民協働の推進、窓口サービス等の充実 など

図 令和2年度の取り組みの例

1 行政サービスの見直しと公民連携の推進

《取り組みの例》

○保育所の民間移管・再編

将来にわたって安定的な保育を提供するため、令和6年度までの民間移管のスケジュールなどを整理しました。令和3年度は、日赤東保育所の民間移管に向けた準備を進めます。



○ごみ収集業務の民間委託拡充

ごみ収集業務をより効率的に実施するため、プラスチック製容器包装の収集運搬業務の一部を新たに民間へ委託すべく、収集体制の見直しなどを行いました。

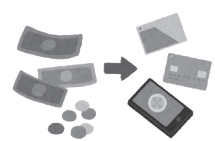


2 内部資源の効率的な活用と強化

《取り組みの例》

○キャッシュレス決済の導入検討

住民票などの諸証明などの発行手数料をクレジットカードや電子マネーで支払うことができるよう検討や準備を進めました。また、令和4年度から、市税などの納付をスマートフォンから行えるように準備を進めています。



○ふるさと納税のPR拡大

ふるさと納税申込サイトの拡充や返礼品数の追加などを通じ、帯広市の魅力発信に取り組んだ結果、寄附額は昨年度比で約8倍に増加しました。



住宅改修などで税金が減額

固定資産税の減額・減免制度

固定資産税は、要件を満たす住宅改修で減額になるほか、特別な事情があると減免になります。

問い合わせ 資産税課 (市庁舎2階、☎65・4123)

特別な事情があると税金が減免

表2のいずれかの条件に該当す

減額の申請は原則、工事終了後3カ月以内にしてください。バリアフリー改修と省エネ改修は併用して減額を受けることができますが、耐震改修は他の改修と併用することができません。

申請は工事終了後3カ月以内に。詳細は問い合わせください。納期限を過ぎたものやすでに納付されたものは、減免できません。なお、減免の条件に該当しなくなった資産は、減免事由消滅の申告が必要になります。詳細は問い合わせください。

要件を満たす住宅改修で税金が減額

住宅を耐震改修やバリアフリー改修、省エネ改修した場合、要件を満たすと建物にかかる固定資産税が減額になります(表1)。なお、都市計画税は対象になりません。詳細は問い合わせください。

マイナンバーの記載について

固定資産税の減額・減免の申請書には、マイナンバーの記載が必要です。申請時には、マイナンバーの確認と本人確認ができる書類を提示してください。(法人番号を記載した場合は本人確認不要)

る土地や建物および償却資産は、申請することで固定資産税・都市計画税が減免になる場合があります。納期限を過ぎたものやすでに納付されたものは、減免できません。なお、減免の条件に該当しなくなった資産は、減免事由消滅の申告が必要になります。詳細は問い合わせください。

行財政改革ってなんだろう？

これからの「帯広市」をつくるもの

帯広市で進めてきた「行財政改革」の経過と、令和2年度の取り組みについてお知らせします。

問い合わせ 人事課 (市庁舎5階、☎65・4108)

Q1

行財政改革とは？

「行財政改革」とは、自治体の限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)を効果的に活用し、住民福祉の向上を図っていくため、行政サービスの必要性や提供手法などを見直すことを言います。

Q2

これまではどんなことをしてきたの？

市では、昭和58年の「帯広市行財政改革基本計画」を策定以降、効果的・効率的な行財政運営を図り、持続可能なまちづくりを進めるため、継続的に行財政改革に取り組んできました。

Q3

令和2年度はどんなことをしたの？

市では、令和元年度末に、第5次にあたる行財政改革の基本的な考え方と具体的な項目を定めた「帯広市行財政改革計画(令和2年度・令和6年度)」を策定しました。この計画では、「行政サービスの見直しと公民連携の推進」と「内部資源の効率的な活用と強化」の2つの柱のもとで、関連する取り組みを進めることとしており、令和2年度は左図のような取り組みを進めました。(図)

り組んできました。(表)